

1

令和 6 年第 2 回

多治見市議会臨時会議案

令和 6 年 5 月 9 日

目 次

報第2号	専決処分の報告について	1
報第3号	専決処分の報告について	2
報第4号	専決処分の報告について	3
報第5号	専決処分の報告について	7
報第6号	専決処分の報告について	8
報第7号	専決処分の報告について	9
承第2号	専決処分の承認を求めるについて	10
承第3号	専決処分の承認を求めるについて	22
議第47号	多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて	25
議第49号	工事請負契約の締結について	27
議第50号	物品供給契約の締結について	28

報第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年5月9日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第2号

工事請負契約の変更について

令和5年5月11日議第43号をもって議決を経た児童発達支援センター統合整備工事建築工事に係る新興建設株式会社との工事請負契約の一部を次のとおり変更するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年2月26日

多治見市長 高 木 貴 行

契約金額「297,000,000円」を「303,134,700円」に変更する。

報第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年5月9日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第3号

工事請負契約の変更について

令和4年12月19日議第120号をもって議決を経た笠原中央公民館大規模改修工事電気設備工事に係る松本・高電 特定建設工事共同企業体との工事請負契約の一部を次のとおり変更するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月4日

多治見市長 高 木 貴 行

契約金額「207,680,000円」を「211,873,200円」に変更する。

報第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年5月9日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第7号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月29日

多治見市長 高 木 貴 行

1 権利放棄の内容 水道料金の未収金

2 債務者 3 権利放棄する金額

2 債 務 者			3 権利放棄する金額
	住 所	氏 名	計 1,274,579 円
債務者 1	*****	** **	14,916 円
債務者 2	*****	** **	1,620 円
債務者 3	***	** **	6,004 円
債務者 4	*****	** *	5,427 円
債務者 5	*****	** **	7,560 円
債務者 6	*****	** *	11,782 円
債務者 7	*****	** ***	1,911 円
債務者 8	*****	*** **	1,382 円
債務者 9	*****	** *	15,165 円
債務者 10	*****	** **	9,159 円
債務者 11	*****	***** ** *** ***** **	53,293 円
債務者 12	*****	** **	8,943 円
債務者 13	*****	** *	44,739 円
債務者 14	*****	***** ** *****	8,972 円
債務者 15	*****	***** ** *****	17,622 円
債務者 16	***	** **	15,020 円
債務者 17	*****	** **	4,393 円
債務者 18	*****	***** ** *****	6,075 円
債務者 19	*****	** **	10,214 円

債務者 20	* * * *	* * * *	8,896 円
債務者 21	* * * *	* * * *	5,538 円
債務者 22	* * * *	* * * *	5,074 円
債務者 23	* * * *	* * * *	24,297 円
債務者 24	* * * *	* * * *	7,062 円
債務者 25	* * * * * *	* * * *	5,777 円
債務者 26	* * * *	* * * *	8,953 円
債務者 27	* * * *	* * * * * * * * * * * * * * * *	505,983 円
債務者 28	* * * *	* * * * *	5,550 円
債務者 29	* * * *	* * *	12,156 円
債務者 30	* * * * * *	* * * *	29,968 円
債務者 31	* * * *	* * * *	13,360 円
債務者 32	* * * * * * *	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	14,182 円
債務者 33	* * * *	* * * *	5,893 円
債務者 34	* * * *	* * * * * * *	15,143 円
債務者 35	* * * *	* * * *	40,152 円
債務者 36	* * * * * * * * *	* * * *	14,988 円
債務者 37	* * * *	* * * * * * * * * * * *	104,581 円
債務者 38	* * * * * *	* * * *	24,172 円
債務者 39	* * * *	* * * * *	12,386 円
債務者 40	* * * *	* * * *	7,150 円
債務者 41	* * * *	* * * *	14,937 円
債務者 42	* * * *	* * * *	5,918 円
債務者 43	* * * *	* * * *	8,404 円

債務者 44	＊ ＊ ＊ ＊	＊ ＊ ＊ ＊	22,741 円
債務者 45	＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊	＊ ＊ ＊ ＊	24,931 円
債務者 46	＊ ＊ ＊ ＊	＊ ＊ ＊ ＊	2,677 円
債務者 47	＊ ＊ ＊ ＊	＊ ＊ ＊ ＊	49,421 円
債務者 48	＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊	＊ ＊ ＊	30,092 円

4 権利放棄の理由

債務者 1 から 38 まで	債務者が無資力・所在不明・支払いに応じない等のため、対象の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあるため。
債務者39から43まで	債務者が死亡し、その債務に関する相続人がいないため。
債務者 44 から 48 まで	破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により債務者が対象の債権についてその責任を免れたため。

報第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年5月9日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第4号

損害賠償の額を定めるについて

平成25年9月、著作権者の許諾を得ることなく、市立小泉小学校の学校報にイラストを掲載し、令和5年9月までの間、当該学校報をインターネット上で公開し、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月22日

多治見市長 高 木 貴 行

損害賠償額 一金 352,000 円

報第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年5月9日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第5号

損害賠償の額を定めるについて

発達支援センター「なかよし」・「ひまわり」を統合及び移転し、新たに児童発達支援センターを令和6年4月に設置することに伴い、発達支援センター「なかよし」・「ひまわり」の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日までから令和6年3月31日までとなった。このため令和7年3月31日又は同年4月30日までを契約期間とした電話機リース契約を解除することに伴う違約金の支払義務が生じ、指定管理者に損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月25日

多治見市長 高 木 貴 行

損害賠償額 一金 116,270 円

報第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年5月9日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第6号

損害賠償の額を定めるについて

平成28年5月、著作権者の許諾を得ることなく、本市のフェイスブック及び広報物にイラストを掲載し、令和6年3月までの間、当該イラストをフェイスブック上で公開し、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月26日

多治見市長 高 木 貴 行

損害賠償額 一金 643,500 円

承第2号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年5月9日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第8号

多治見市税条例の一部を改正するについて

多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月31日

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市条例第15号

多治見市税条例の一部を改正する条例

多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正する。

第58条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第58条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には、」に改める。

第81条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第81条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第149条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第149条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第6条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第6条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第6条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第37条、第37条の3から第39条の2まで、附則第4条の4第2項、附則第6条第1項、附則第6条の3の2第1項、前条及び附則第8条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第38条第2項、第54条の5第1項及び前条の規定の適用については、第38条第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第54条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第6条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第6条の5第1

項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第6条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第46条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第45条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第45条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）において

はその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第45条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第54条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第6条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第54条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第6条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される

第54条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第54条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間において

はその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第54条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第54条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者

の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第54条の5第2項の規定により読み替えられた第54条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第54条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第54条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第6条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第37条、第37条の3から第39条の2まで、附則第4条の4第2項、附則第6条第1項、附則第6条の3の2第1項、附則第6条の4及び附則第8条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第7条第2項中「前条」を「附則第6条の4」に改め、同条第3項中「第39条の2第1項」の次に「、附則第6条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第39条の2第1項中」に、「とする」を「と、附則第6条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第7条第2項及び」と、前条中「附則第6条の4及び」とある

のは「附則第6条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第9条の2第14項を削り、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第9条の2第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第9条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定に

にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第10条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第10条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の3の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「(令和3年法律第7号)附則第14条」を「(令和6年法律第4号)附則第21条」に改め、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第14条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第15条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに

附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第15条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の3第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の3第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の多治見市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承第3号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年5月9日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第9号

多治見市都市計画税条例の一部を改正するについて

多治見市都市計画税条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月31日

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市条例第16号

多治見市都市計画税条例の一部を改正する条例

多治見市都市計画税条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。
附則第2項を削る。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第4項を附則第3項とする。

附則第5項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同項を附則第4項とする。

附則第6項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「(令和3年法律第7号)附則第14条」を「(令和6年法律第4号)附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第4項」に、「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「附則第5項」を「附則第4項」に、「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同項を附則第10項とする。

附則第12項を附則第11項とする。

附則第13項中「附則第11項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第14項中「附則第5項及び第8項」を「附則第4項及び第7項」に、「附則第

5 項及び第 9 項」を「附則第 4 項及び第 8 項」に、「附則第 7 項、第 9 項及び第 10 項」を「附則第 6 項、第 8 項及び第 9 項」に、「附則第 9 項から第 11 項まで」を「附則第 8 項から第 10 項まで」に、「附則第 11 項の「農地」を「附則第 10 項の「農地」に、「附則第 11 項の「前年度分」を「同項の「前年度分」に、「附則第 12 項」を「附則第 11 項」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第 15 項中「第 35 項まで若しくは第 39 項」を「第 34 項まで若しくは第 38 項」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の多治見市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議第47号

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年5月9日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

（5） 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（6） 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第1項中「法別表第2の事務の欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の事務の欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 5 月 27 日から施行する。

議第49号

工事請負契約の締結について

養正交流センター施設整備工事建築工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年5月9日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 養正交流センター施設整備工事 建築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 一金 362,780,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 多治見市陶元町61番地
新興建設株式会社
代表取締役 田中 勝也 |

議第50号

物品供給契約の締結について

消防団用消防ポンプ自動車購入について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和6年5月9日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 消防団用消防ポンプ自動車購入 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 一金 46,200,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔 |